

令和元年度 第6回天竜区協議会

次第

日時：令和元年9月25日（水）

午後2時00分から

会場：天竜区役所21・22会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 諮問事項

ア 浜松市教育文化会館の廃止について【資料1】

イ 令和2年度天竜区役所費予算要求の概要について【資料2】

(2) 協議事項

ア 広報はままつの再編について【資料3】

イ 浜松市文化振興ビジョン(案)のパブリック・コメント実施について
【資料4】

ウ 高校生向け奨学金の対象地域拡大について【資料5】

エ 令和元年度地域力向上事業

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について【資料6】

オ 天竜区協議会推薦会委員の選任について【資料7】

(3) その他事項

地域課題について

5 その他

(1) 次回開催予定

日時 令和元年10月17日（木）午後2時

会場 天竜区役所 21・22会議室

6 閉 会

【資料 1】

第9号様式

区協議会

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件名	浜松市教育文化会館の廃止について				
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>1 背景</p> <ul style="list-style-type: none">・開館 昭和 36 年 6 月・休館 平成 27 年 4 月 (開館から 55 年) (参考) ホール収容人数 1,492 人 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建 (地下 1 階) <p>2 経緯</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 27 年度に老朽化及び耐震性の問題により施設を閉鎖 <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none">・建物の老朽化及び耐震性の問題による。・(仮称) 市民音楽ホールの整備により、市民の文化活動の充実を図る環境が整うため。				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	廃止条例の施行をもって、浜松市教育文化会館を廃止する。				
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：令和元年 10 月 今後の予定：令和元年 11 月議会に廃止条例案を上程				
担当課	創造都市・文化振興課	担当者	中村 雅臣	電話	457-2413

【資料2】

第9号様式

区協議会

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件名	令和2年度天竜区区役所費予算要求の概要について
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	令和2年度浜松市予算の編成に関して、天竜区区役所費の予算要求を行う。 未来まで続く持続可能な財政運営に向け、歳入確保を徹底するとともに、各政策、事務事業においても前例にとらわれることなく、事業の廃止、見直し、選択と集中を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、総合計画や総合戦略に基づく諸施策を積極的に推進していく。
対象の区協議会	天竜区協議会
内 容	令和2年度天竜区区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：令和元年10月18日
担当課	天竜区区振興課

【資料3】

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諒問事項	<input checked="" type="checkbox"/> 協議事項	<input type="checkbox"/> 報告事項		
件名	広報はまつの再編について				
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>背景:若者や子育て世代を中心に情報収集形態が紙媒体から電子媒体に移行してきている。「広報はまつ」の紙媒体の利用率は高いものの、ホームページなど電子媒体を活用し、閲読率を考慮したページ構成と情報の整理が必要である。</p> <p>経緯:平成19年4月の政令指定都市移行に合わせ、毎月5日に全市版を、20日に区版を発行した。効率的な区情報の提供や配布を担う自治会配布員の負担軽減などを目的に、平成24年5月号から区民のページを全市共通ページに挟み込み、月1回発行に変更した。</p> <p>課題:区によって数値は異なるものの、全市共通ページの「お知らせ」に比べ、区民のページの閲読率が低い(別紙1参照)。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内容	<p>広報はまつの再編に関して、以下の点について協議するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月号から、全市共通ページと区民のページを統合し、全市版のみの発行とする。 ・全市版に区が行っているイベント等を掲載したページ(1/2~1ページ程度)を新設し、スケールメリットを活かした情報発信を開始する。 ・若者や子育て世代に向けたお知らせについては、情報をスリム化してホームページでの補完を原則とし、中高年層に向けたお知らせについては、情報を簡略化することなく、より読みやすい掲載方法とすることで、限られた紙面を有効に活用し、メリハリのある紙面レイアウトに変更する。 ・広報はまつ全体のページ数削減により、自治会配布員の負担軽減につなげる。 				
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)					
担当課	広聴広報課	担当者	中村 守孝	電話	457-2021

広報はままつの再編について

【スマートフォン利用率】

- ◆ 60歳未満の多くは、スマートフォンなどで情報収集を行っている。

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
88.7%	87.5%	82.9%	72.6%	46.4%	19.7%

【平成30年総務省通信利用動向調査結果より】

【広報はままつ閲読率】

- ◆ 市内で行われるイベントや講座・教室などが掲載されている全市共通ページ内のお知らせページの閲読率が最も高い。

全市共通ページ お知らせ	全市共通ページ 表紙	全市共通ページ 特集	全市共通ページ ダイジェスト	区民のページ
57.8%	44.0%	43.0%	29.6%	28.3%

【平成27年度広報市民アンケート調査結果より（回答者：1,203人）】

【再編のポイント（発行形態）】

現状

全市共通ページ

- 【ページ数】24～36ページ
- 市の施策や制度の周知
- 市の出来事
- 全市共通のお知らせ

令和2年5月号～

全市版

- 【ページ数】24～36ページ
- 市の施策や制度の周知
- 市の出来事
- 全市共通のお知らせ
- 区からのお知らせ

区民のページ

- 【ページ数】4～8ページ
- 全市共通のお知らせ
(問合・受付が各区)
- 区からのお知らせ
- 区の出来事
- 区協議会だより

市民への必要な情報提供を保持しつつ、掲載方法を工夫することによって総量を抑制する。

【資料4】

第9号様式

区 協 議 会

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件名	浜松市文化振興ビジョン（案）のパブリック・コメント実施について				
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年3月に策定した「浜松市文化振興ビジョン」は、おおむね10年を展望するものとしてまとめたものであり、策定時の想定期間を経過している。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たなビジョンの策定にあたって、市民団体や各文化分野の学識経験者などが参加する「浜松市における文化振興のあり方検討会」を設置し、幅広い見地からの意見を聴取した。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年の間に社会情勢も変化するとともに、平成29年6月に「文化芸術基本法」が制定、平成30年3月に国の「文化芸術振興基本計画（第1期）」が策定され、地方自治体における文化に求められる役割はさらに多様化してきている。 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>浜松市文化振興ビジョン（案）のパブリック・コメント実施について概要を報告するとともに、内容について協議するもの</p> <p>○ビジョンの目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年の間に生じた新たな変化を踏まえつつ、本市のこれから文化振興施策の方向性を示すとともに、文化芸術に係わる様々な主体が本市の文化振興の担い手として活躍するための道しるべとなるよう「浜松市文化振興ビジョン」を策定する。 <p>○ビジョンの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 別添のビジョン（案）概要版のとおり。 <p>○案の公表及び意見募集期間</p> <p>令和元年9月13日（金）から令和元年10月15日（火）まで</p> <p>○案の公表先</p> <p>創造都市・文化振興課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布 市ホームページ（https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）</p> <p>○市の考え方の公表時期（予定）</p> <p>令和2年1月</p>				
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	施行時期（予定）：令和2年4月				
担当課	創造都市・文化振興課	担当者	影山 元紀	電話	457-2417

浜松市文化振興ビジョン(案)の概要

ビジョン策定の目的
これまでの取り組みの成果と課題や、国の取り組みの方向、環境の変化などを考慮しつつ、これから本市の文化振興施策の方向性を示すとともに、文化芸術に係わる様々な主体が文化振興の担い手として活躍することを目指す。

ビジョンの期間
2020年(令和2年)度から概ね10年

基本方針と施策の方向性

基本方針1 次代の文化を市民主体で築きます

- 1 市民の創造的活動の支援
- 2 伝統的、歴史的文化の保存と継承支援
- 3 次代の文化芸術の担い手育成
- 4 文化を支える環境の整備

基本方針2 文化の持つポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを進めます

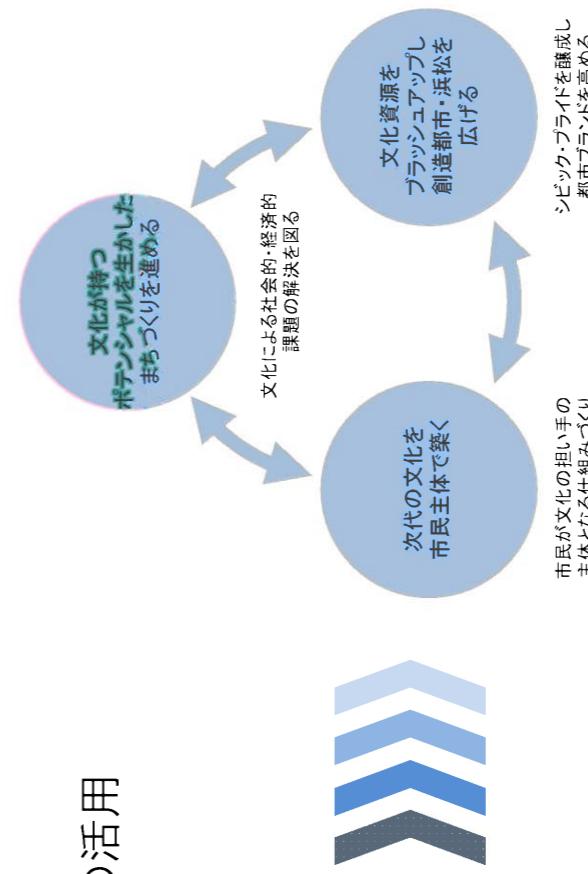
- 1 共生社会の実現
- 2 文化芸術と観光・産業等との連携
- 3 文化とまちづくりとの連携

基本方針3 地域の文化資源を磨き、「創造都市・浜松」を国内外に広げます

- 1 「音楽の都・浜松」の推進
- 2 人材の発掘と育成
- 3 多様な文化の豊かさの発見と文化資源の活用
- 4 国内外の都市との交流・発信

施策展開の考え方と視点

- ・持続可能性を高める循環への意識
- ・継続が生まれ出す効果への認識
- ・文化芸術分野のマーケティング力強化
- ・生活に密着した文化への着目
- ・地の利を活かす意識



推進体制

- 1 市民、市民団体、企業等
・地域文化の担い手
- 2 浜松市
・文化振興のための環境や基盤の整備
- 3 浜松市文化振興財団・浜松版アーツカウンシル
・文化の鑑賞等の機会の提供や活動支援
- 4 大学等
・人材育成と地域のシンクタンク機能



【資料5】

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件名	高校生向け奨学金の対象地域拡大について				
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の機会均等、人材育成を目的に、大学生、高校生を対象とした奨学金の無利子貸与事業を実施している。 ・高校生向けの奨学金制度については、平成23年度から現在の制度で実施している。 対象：天竜区佐久間町、水窪町及び龍山町に住所を有する者の子等で、下宿等自宅外（※自地域以外）から通学する者 貸与金額：30,000円／月 募集人員：3人程度 申込・採用実績：平成21年度…2人、平成22年度～平成29年度…0人、平成30年度…1人、令和元年度…0人 ※償還期間、併給要件については平成30年度に一部改正 ・利用者が少なく、制度の目的を十分に達成できていない状況である。 				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	<p>高校生向け奨学金の対象地域拡大について協議するもの。</p> <p>【制度改正の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生向け奨学金制度の対象地域を全市に拡大し、「市内に住所を有する者の子等で、下宿等自宅外から通学する者」を対象とする。 <p>【改正の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正により、利用者の増を見込み、教育の機会均等、人材育成という制度目的の達成に取り組む。 ・また、この改正に伴い、本市中山間地域の高校へ自宅外から通学する生徒も利用可能な制度となる。 <p>※現在、対象地域を天竜区佐久間町、水窪町及び龍山町としているのは、市町村合併前から制度が存在し、基金を受け入れている地域である。</p> <p>【改正時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度募集から（想定） 				
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)					
担当課	教育総務課	担当者	加藤 健太郎	電話	457-2406 (4055)

【資料6】

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諒問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件名	令和元年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について				
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、多様な主体が対等な立場に立ち、相互に活躍する取り組みを通じて住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により区の特性を活かした事業や課題を解決する事業。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主導的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・広報はまつ、市HPなどで広く募集している「令和元年度地域力向上事業助成事業」に、1件の応募があった。 ・これについて、行政推進会議の審査を経て、1件の採用候補事業を選定した。 ・採用候補とした事業について、天竜区区協議会のご意見をうかがうもの。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">提案数</td><td style="width: 70%;">1件</td></tr> <tr> <td>採用候補とした事業</td><td>1件</td></tr> </table>	提案数	1件	採用候補とした事業	1件
提案数	1件				
採用候補とした事業	1件				
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> ・区協議会の意見を参考に、後日、区長が採用する事業を決定。 				
担当課	天竜区区振興課				

令和元年度 地域力向上事業

市民提案による住みよい地域づくり助成事業
(追加募集分)

事 業 提 案 書

令和元年9月25日

天竜区協議会

**令和元年度 地域力向上事業
「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」**

No.	事業名	提案者 (コミュニティ担当職員)	区分 補助率	概算事業費 (円)	交付希望額 (円)
	事業の目的	事業の概要			
	事務局意見（実施要綱の該当要件）	採用の可否		補助限度額（円）	

（提案書 p 16～20）

1	天竜川賛歌「暮らしと文化展」 鹿島田代家交流振興課（区振興課）	新規 50%以内	225,940	110,000
	心のふるさとの一つである身近な天竜川を見つめ直すため、天竜川の自然・歴史・文化・民俗・特産物等の資料を展示して学び、郷土への誇りや愛着、親しみを深め、天竜川流域の地域交流を通して、まちの振興に寄与する。	日時：10月12日（土）～12月15日（日） 午前10時～午後4時（土日祝開催） 会場：篠間屋田代家、鹿島船宿 内容 1. 諏訪湖から遠州灘までの天竜川に関する資料の紹介や展示（自然、歴史、文化、暮らし、信仰、特産他） 2. 天竜川水系絵図の作成・展示 3. 天竜川水域の特産紹介 4. 流域の人との交流ネットワークのきっかけづくり		
	【実施要綱第3条（4）、（6）に該当】 1. 事業提案団体は、高い文化歴史的価値のある篠間屋田代家の維持管理・運営を地域の協力を得ながら実施しており、実績も十分である。 2. 区民にとっても身近な天竜川の自然・歴史・文化的価値を見直すことで、地域への誇りや愛着、親しみを高めることが期待される。	採用が適当である		112,000



第1号様式（第6条関係）

事業提案書

（あて先）浜松市長

令和元年8月21日

所在 地 浜松市天竜区保町鹿島489
 団体の名称 鹿島田代家並み保存会
 代表者役職・ 会長
 氏 名 福岡
 連絡先 Tel [REDACTED]

次のとおり、事業を提案します。

事業名	天竜川賛歌「暮らしと文化展」事業
実施時期	令和元年10月1日（火）～令和元年12月31日（火）
実施場所	猿間屋田代家並みに鹿島船宿
概算事業費	225,940 円
参加予定人数	団体スタッフ 15名、参加者 500名
事業の目的	*何のためにその事業を実施したいのか具体的に記入 天竜川流域の中心的都市としての地域の 特色を生かして交流振興によるまちづくり
事業の内容 (事業の対象や 手法などを具体 的に記入)	*内容がわかる詳細資料を別途添付 天竜川の歴史文化に関する資料を展示する 天竜川「暮らしと文化展」を開催し地域 交流を図る。
事業効果	*その事業に取り組むことによって、区民がどのような効果を受けるか。 天竜川を深く知ることにより、区の重要性 が分かり、地域への誇りや、愛着、親しみ を高めることができる。
備考	

裏面に続く

第2号様式（第6条関係）

收支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金	110,000	地域力向上事業(市民提案による住みよい 地域づくり事業費補助金)
自己資金	115,940	自己資金
計	225,940	

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
報償費	53,000	②展示パネル作成、天竜川絵図作成謝礼 20,000 円 ③流域特産紹介等当番謝礼 33,000 円 (22日間(土日祝) ×1,500円×1名)
需用費	消耗品	④展示用ボード紙、定形封筒、のりパネル 16,000 円 ⑤インク 6色 5,500 円、A4印刷紙 500 円
	印刷製本費	⑥天竜川絵図印刷 70,000 円 (¥350×200部)、 ⑦展示資料目録 2,500 円 (¥5×500部)、 ⑧資料写真コピー 2,400 円 (¥60×40枚)、 ⑨A4チラシ 12,000 円 (¥30×400枚)
役務費	郵便料	⑩案内状 4,200 円 (¥84×50枚) ⑪案内はがき 12,600 円 (¥63×200枚)
使用料及び賃借料	47,240	⑫船宿借料 30,000 円 (¥15,000 円/月×2ヶ月) ⑬レンタカー使用料 16,340 円 (駒ヶ根、飯田連絡調査 往復 300km、基本料 11,340 円、ガソリン代 5,000 円) ⑭中央高速 900 円 (駒ヶ根 IC～飯田 IC)
計	225,940	

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

団体名	鹿島田代家交流振興会		
事務所の所在地	〒431-3314 天竜区ノ俣田 （専用事務所・ <input checked="" type="radio"/> 住居兼用・その他）		
	電話		FAX
	ホームページ		
代表者役職・氏名	会長 福田 薫		
担当者連絡先	氏名	曾我 清臣	
	電話		
	FAX	137上	
	Eメール		
設立年月日	平成16年12月		
会員数	15名		
団体の目的	本会は浜松市の歴史のまちづくりの趣旨に沿て天竜川篠岡屋田代家の管理運営を受託すると共に交流による地域の振興に寄与することを目的としている。		
主な活動内容	毎週の土、日、と祝日に篠岡屋田代家の管理運営活動や来館者へのガイド活動を行ない、その他地域の歴史文化を伝える活動を行なう。		

※必要に応じて、団体の詳細がわかる資料を別途添付

112

天竜川賛歌「暮らしと文化展」実施要領

1 主 催 鹿島田代家交流振興会

後援依頼 浜松市

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所

浜松市天竜文化協会

2 事業名 天竜川賛歌「暮らしと文化展」 主テーマ 川の道に生きた人々

3 一般向け問い合わせ電話番号

筏問屋田代家 053-925-7006

4 日 時 令和元年 10月 12日（土）から令和元年 12月 15（日）

5 会 場 浜松市歴史散策路展示休憩施設 筏問屋田代家並びに鹿島船宿

6 目 的 心のふるさとの一つである身近な天竜川を見つめ直すため、天竜川の自然・歴史・文化・民俗・特産等の資料を展示して学び、郷土への誇りや愛着、親しみを深め、天竜川流域の地域交流を通して、まちの振興に寄与する。

7 内 容 諏訪湖から海までの天竜川に関する資料の紹介の展示。

「自然、歴史、文化、暮らし、信仰、特産他」

天竜川水系絵図の作成

天竜川流域の特産紹介

流域の関係団体等との交流ネットワークづくり

8 後援依頼

浜松市・浜松市天竜文化協会

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所

9 展示品 天竜川の暮らしと文化に関する写真、パンフ、書籍、文書資料、民具等

展示パネル 流域の巨木・寺社・史跡・祭り・利水

天竜川水系絵図

天竜川と支流、流域の山々、街道、寺社、筏関係を描いたもの

「ふるさとの大河である天竜川と流域に対して親しみを喚起するような絵図が目的」

天竜川流域の特産紹介

10 宣伝方法

チラシ・ポスター 新聞報道への連絡

協働センター他チラシ配架依頼 関係団体等への文書等宣伝

天竜川賛歌

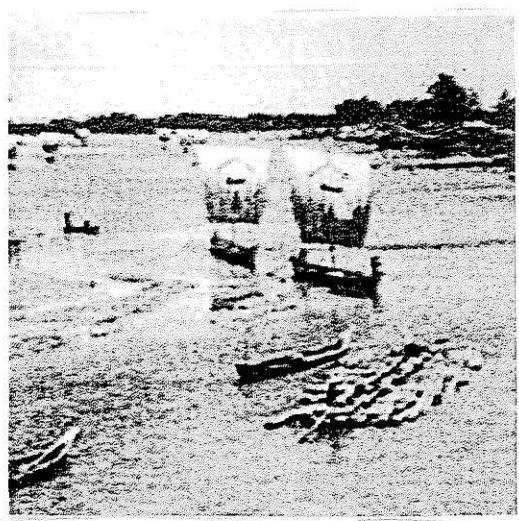
生きた歴史のまちづくり

「暮らしと文化」展

八ヶ岳「諏訪湖」から海「遠州灘」まで

自然・歴史・文化・暮らし・信仰・特産

主テーマ 川の道に生きた人々



会期 令和元年 10月 12日(土)–12月 15日(日)

午前 10時～午後 4時 土日祝日開館

会場 国登録有形文化財 筏問屋田代家 秋季特別公開 鹿島船宿

主催 鹿島田代家交流振興会

後援 浜松市・浜松市天竜文化協会

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所

市民提案による住みよい地域づくり助成事業補助金を受けています。

【資料7】

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諒問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件名	天竜区協議会推薦会委員の選任について
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>令和2年3月31日で天竜区協議会委員の任期が満了するため、天竜区協議会推薦会の設置等に関する要綱を改正し、推薦会委員の選任を行い、推薦会において天竜区協議会委員の選任案を作成する。</p> <p>【推薦会の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体推薦の公共的団体等の選定案の策定 ・ 公募委員の公募方法の決定及び推薦案の策定（選考） ・ 直接指名委員の推薦案の策定
対象の区協議会	天竜区協議会
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天竜区協議会推薦会の設置等に関する要綱の一部改正について 天竜区協議会推薦会の設置等に関する要綱第2条第3項中平成30年3月31日を令和2年3月31日と改正する。 (別紙：天竜区協議会推薦会の設置等に関する要綱（改正案）) ・ 天竜区協議会推薦会委員の選任について 天竜区協議会推薦会の設置等に関する要綱第2条に基づき、天竜区協議会委員から推薦会委員5人を指名する。 <p style="text-align: center;">_____ 委員</p>
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	
担当課	天竜区協議会事務局（天竜区区振興課）

天竜区協議会推薦会の設置等に関する要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市區及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第3条の規定に基づき、天竜区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

（委員）

第2条 推薦会は、天竜区協議会委員5人で組織する。

- 2 推荐会委員は、区協議会の指名に基づき、委員を選任する。
- 3 委員の任期は、推薦会設置の日から、~~平成30年3月31日~~令和2年3月31日までとする。
- 4 推荐会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第3条 推荐会に会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。
- 5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第4条 推荐会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。
- 4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができます。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。
- 7 会議の運営について、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

（庶務）

第5条 推荐会の庶務は、天竜区役所区振興課において処理する。

（細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

令和元年度天竜区協議会委員選任スケジュール（案）

	区協議会	推薦会		区役所
			公募	
9 月	第 6 回区協議会 (25 日) ・推薦会の設置要綱 制定 ・推薦会委員の選任			
10 月	第 7 回区協議会 (17 日)	第 1 回推薦会 (17 日) ・公募委員選考要領及び 募集要項の決定 ・推薦依頼団体等の選考	・公募委員選考要領決定 ・公募の募集要項決定	
11 月	第 8 回区協議会 (26 日)	第 2 回推薦会 推薦依頼団体等 (案) の決定 (26 日)		・広報はまつ区版入稿 区協だより (締切 6 日)
12 月	第 9 回区協議会 団体推薦委員の 公共的団体等 (案) の承認 (24 日)		・公募委員募集 募集期間(案) R1/12/5～2 週間以上	・広報はまつ区版及び市ホー ムページに募集記事掲載
1 月	第 10 回区協議会 ・推薦案承認 ・新委員推薦案を 市へ提出 (28 日)	第 3 回推薦会 ・公募委員の選考 ・直接指名委員の選考 ・新委員推薦案を区協議 会へ提出 (～中旬)	・公募委員の選考	
2 月	第 11 回区協議会 (25 日)			・新委員就任承諾書の受領
3 月	第 12 回区協議会 (24 日)			
4 月				・新委員委嘱

天竜区協議会委員名簿

(敬称略) 網掛けは2期目の委員

No.	氏 名	地域	備考
1	天野 忠俊	春野	1期
2	生田 要司	龍山	1期
3	池野谷 勉	天竜	1期
4	市川 由記江	春野	1期
5	岩田 早苗	天竜	1期
6	内山 豊	佐久間	1期
7	太田 佳子	天竜	1期
8	川島 喜代子	天竜	1期
9	下尾 忠	龍山	2期
10	鈴木 真由美	龍山	2期
11	鈴木 芳治	天竜	1期
12	田邊 通博	春野	2期
13	永井 久己	水窪	1期
14	野尻 護	天竜	2期
15	馬場 真弓	佐久間	2期
16	藤原 昌仁	天竜	2期
17	松野 清子	天竜	2期
18	守屋 千づる	水窪	2期
19	守屋 盛明	水窪	1期
20	守屋 好孝	水窪	1期
21	山口 祐一	佐久間	1期
22	吉林 久	天竜	1期
23	若松 時吉	天竜	2期
24	渡辺 新五	春野	1期